親交会側　会長　宮崎喜一

文協委員　土屋正夫

外四名

書記　菊岡豊治

二、回答

大橋電気局長ヨリ先般諸君カラ提出サレタル歎願書ニ対シ
慎重審議ノ結果ヲ業務課長ヨリ回答スル旨ヲ述べ
北林業務課長ヨリ左ノ如ク回答ス
(一)物価騰貴ニ依ル増給ノ件（二割乃至五割）
電気局ノ根本方針ヲ体得シ月額三十五円以上又十五円迄ノ
者ニ対シテハ参円ノ手当ヲ支給スル、三十円以下ニ対シテハ一割ト
シテ　割ノ増給スル、
日給　円五銭以上一円十銭迄参円ノ手当ヲ支給ス

財団法人　協調会